

「働き方改革関連法の改正」と「同一労働同一賃金」 についてのセミナーを引き続き実施中！

令和2年11月10日



セミナーの様子

令和3年4月から中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法が適用されます。

茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局 委託事業）では「同一労働同一賃金」の実現やテレワークを進めるためのポイントなどのセミナーを令和2年9月より定期的の実施しています。

今後、令和3年2月まで残り5回を予定しております。

「働き方改革」の全体像を踏まえ、「同一労働同一賃金」の理解を深めることができるよう分かりやすい資料で説明し、セミナー後は社会保険労務士等の専門家による相談会を実施していますので是非ご参加ください！

- 「本セミナー」に関する詳しい内容や申込票は[こちら](#)！
- 「茨城働き方改革推進支援センター」についてのご案内は[こちら](#)！

【お問い合わせ先】

＜茨城労働局 委託事業＞

茨城働き方改革推進支援センター TEL:0120-971-728